

環境適合型社会形成推進会議地球温暖化対策部会設置要綱
(平成2年7月20日制定)

(設置)

第1条 地球温暖化対策等について、情報の収集、連絡調整及び検討等を行うため、環境適合型社会形成推進会議地球温暖化対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討等を行う。

- (1) 地球温暖化対策に係る取組に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に係る調査研究に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る普及啓発に関すること。
- (4) その他地球温暖化対策等の取組に関し必要なこと。

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、農政環境部環境管理局長をもって充てる。
- 3 副会長は、農政環境部環境管理局温暖化対策課長をもって充てる。
- 4 会長は、部会を総括し、これを代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、地球温暖化対策に係る個別、具体的な事項ごとに関係する課室長等、部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(推進チーム)

第6条 地球温暖化対策に係る個別、具体的な事項について、連絡調整、検討等を行うため、部会に推進チームを置く。

- 2 推進チームは、地球温暖化対策に係る個別、具体的な事項ごとに関係する課室長が指名する者で構成し、推進チーム員によるワーキンググループにより連絡調整、検討等を行う。
- 3 推進チームの会議は、農政環境部環境管理局温暖化対策課長が招集する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、農政環境部環境管理局温暖化対策課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月13日から施行する。

～省略～

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

所属部局	職名
企画県民部	ビジョン局ビジョン課長
	科学情報局科学振興課長
	企画財政局総務課長
	管理局管財課長
健康福祉部	防災企画局防災企画課長
産業労働部	社会福祉局社会福祉課長
	政策労働局産業政策課長
	産業振興局経営商業課長
	工業振興課長
	新産業課長
	新産業課産業立地室長
農政環境部	農政企画局総務課長
	消費流通課長
	農林水産局農地整備課農村環境室長
	林務課長
	豊かな森づくり課長
	治山課長
	環境創造局環境政策課長
	自然環境課長
	環境管理局長
	環境管理局水大気課長
	温暖化対策課長
	環境整備課長
県土整備部	県土企画局総務課長
	技術企画課長
	交通政策課長
	土木局道路企画課長
	道路街路課長
	道路保全課長
	港湾課長
	まちづくり局都市政策課長
	都市計画課長
	市街地整備課長
	公園緑地課長
	住宅建築局住宅政策課長
	公営住宅課長
	建築指導課長
	営繕課長
	設備課長
企業庁	総務課長
	水道課長
教育委員会事務局	総務課長
	教育企画課長
	財務課長
警察本部	総務部総務課長
	交通部交通規制課長